

第2次知立市観光振興計画策定委託業務仕様書

1 業務名

第2次知立市観光振興計画策定委託業務

2 目的

平成29年に策定した知立市観光振興計画の計画期間終了に伴い、現在の知立市の状況に合わせ、さらなる観光振興の推進を目指すため第2次知立市観光振興計画を策定する。

3 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

4 業務内容

(1)関係主体ヒアリングの実施

知立市における観光客受け入れの実態を把握するため、知立市内の観光関連事業者を対象に対面式の聞き取り調査を実施する。調査結果については、集計、分析を行い、観光振興計画策定の基礎資料とする。

①調査対象

宿泊事業者、観光関連施設事業者、交通事業者、飲食・物販関連事業者など、10事業者程度

②調査項目

来訪・利用者数、来訪者・利用者属性、外国人来訪・利用状況、来訪・利用者の変化、情報発信状況、多言語対応状況、受け入れにあたっての課題など

※調査対象・項目、調査時期は発注者と協議の上決定する

(2)来訪者アンケートの実施

知立市における来訪者の実態を把握するため、知立市内で行われる史跡八橋かきつばたまつり、知立公園花しょうぶまつりへの来訪者に対しアンケートを実施する。調査結果については、集計、分析を行い、観光振興計画策定の基礎資料とする。

①調査対象

史跡八橋かきつばたまつり、知立公園花しょうぶまつりへの来訪者、100名程度

②調査項目

属性(性別、居住地、年齢)、来訪目的、来訪回数、同行者、消費額、周辺観光施設への来訪実態、情報入手、満足度、再来訪希望、推奨意向など

③調査日

史跡八橋かきつばたまつり、知立公園花しょうぶまつり開催期間の各 1 日
※調査項目は発注者と協議の上決定する

(3) 知立市観光振興計画策定業務

関係主体ヒアリング、来訪者アンケートの集計・分析結果を踏まえ、類似自治体の観光政策、全国のトレンドを考察し、本市が取り組むべき方向性等と設定すべき目標、方針等を示した観光振興計画を作成する。なお作成にあたっては、随時発注者と協議・確認をしながら行う。

作成項目

知立市の観光の現状整理・課題の抽出、方向性・基本方針・テーマの設定、展開施策、アクションプラン、計画推進体制など

5 実施スケジュール

受託者は、委託者が定めた目的を十分に理解した上、方針等を策定する。なお、知立市観光振興計画策定懇談会（仮称）、知立市観光振興計画策定庁内検討委員会（仮称）、及び知立市観光協会に諮り検討を踏まえ決定するため、以下のスケジュールを意識した業務管理を行うこと（スケジュールは発注者と協議の上変更可）。

また、懇談会等に際し、必要となるデータ資料の提供を行うこと。

- ・令和8年5月・6月 アンケート調査
- ・令和8年7月 第1回 懇談会、検討委員会
- ・令和8年9月 第2回 懇談会、検討委員会
- ・令和8年11月 第3回懇談会、検討委員会
- ・令和9年1月 パブリックコメントの実施
- ・令和9年2月 第4回懇談会、検討委員会
- ・令和9年3月 観光協会臨時理事会、観光振興計画の公表

6 提出図書

- (1) 業務に着手する前に業務計画書（スケジュール等）を提出すること。
- (2) 適宜、打合せ・協議記録簿を提出すること。
- (3) 業務が完了した場合は、直ちに完了届を提出すること。

5 成果物

受注者は、以下の成果品を電子データにて令和9年3月31日までに発注者に提出する。成果物の作成形式は、Microsoft Word、Excel を基本とする。

- ① 知立市観光振興計画
- ② 知立市観光振興計画(概要版)

- ③ ヒアリング調査データ(個別回答データ)
- ④ アンケート調査データ(個別回答データ、単純集計・クロス集計データ)
※成果品の詳細については、発注者と協議の上決定する

7 特記事項

- (1) 業務の遂行にあたっては、関係法令及び条例等、本業務委託仕様書及び契約書を遵守すること。
- (2) 受託者は、発注者から提供を受けた資料及び業務上知り得た情報を漏らしてはならない。契約期間満了後においても同様とする。
- (3) 委託業務にあたり使用する図表やデータ、画像等の著作権・使用権等の権利については、受託者において使用許可を得ること。なお、これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害したときは、受託者は、その一切の責任を負う。
- (4) 業務における成果品、データ等を含むあらゆる制作物の著作権については、発注者に帰属する。
- (5) 本仕様書に明記されていない事項及び疑義を生じた場合は、発注者と協議し、指示を受けるものとする。